

デジタル変革時代の電波政策懇談会 第1回移動通信システム等制度WG 事業者ヒアリングご説明資料

株式会社NTTドコモ
2021年2月5日

1

電波の有効利用評価について

2

周波数再編・周波数割当てに関する課題

3

電波監理の在り方について

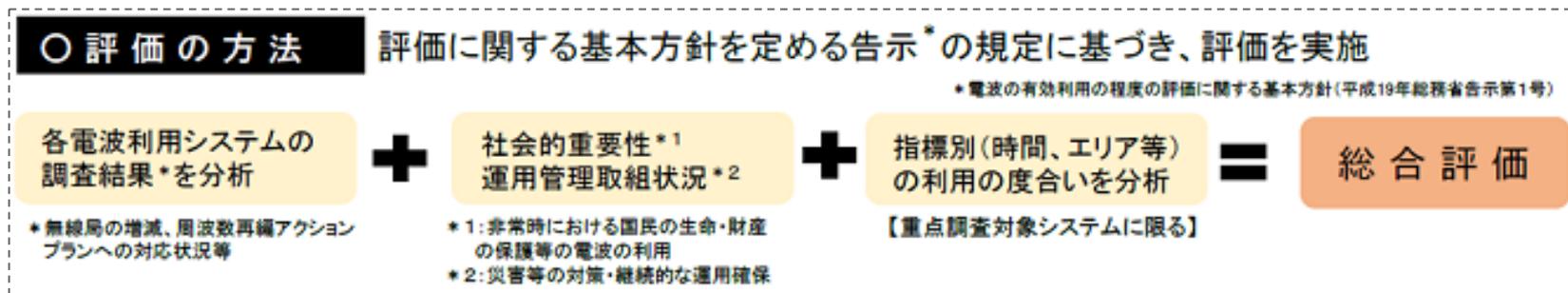
4

今後のBWAの在り方について

1. 電波の有効利用評価について

- 携帯電話・全国BWA及び、他の無線システムも含めて、周波数有効利用に関する一定の尺度を設定して評価を行い、その評価目線を考慮した上で周波数再配分の検討を行うべきと考えます。
- 具体的には、「電波有効利用技術の導入状況」「社会的重要性」「利用度合い」を用いた評価尺度について検討すべきと考えます。

総務省電波利用ホームページ（電波の利用状況の調査・公表制度の概要）より抜粋



透明かつ定量的な評価尺度にて評価実施

第2回懇談会での提言「既存周波数の再配分」について

- 携帯電話事業者への周波数割当ては、各社が特定基地局開設計画の申請を行い、基地局展開等の計画、その裏付けとなる機器調達や設置工事、財務面（契約数見込み、設備投資、収益等）等の計画に対する適切性が審査されたのち、当該計画の認定が行われることで実施されています。
- 各認定開設者は、申請・認定された計画に従って基地局展開等を進め、先ずは割当周波数の有効利用を促進すべきと認識しています。
- 携帯電話事業者間の公正競争の確保に向けて、課題の明確化、必要に応じた具体的な対応策の検討について、**公益性の観点から慎重に議論を行うべき**と考えます。

第2回懇談会での提言「既存周波数の再配分」について

- 弊社が割当てを受けている800MHz帯(15MHz×2)は、現在、主に3G(5MHz×2)と4G(10MHz×2)により運用中です。
- これらの帯域から、一部(5MHz×2)を再配分した場合に想定される課題を以下に示します。

出席者限り

2 . 周波数再編・周波数割当てに関する課題

第2回懇談会での提言「既存周波数の再配分」について

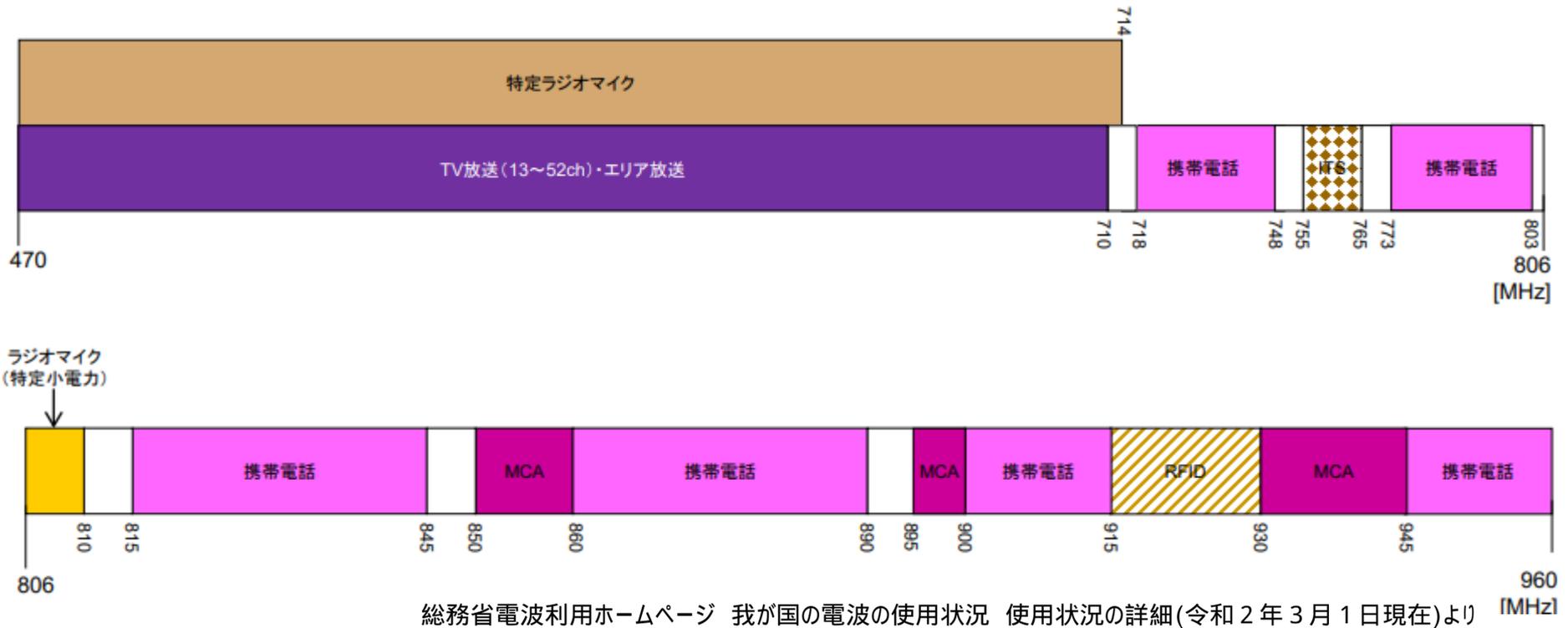
- 「既存周波数の再配分」は、既存周波数を利用中であるユーザに対する品質や、運用中の無線設備に対する対応等、影響が非常に大きいと考えます。
- 「既存周波数の再配分」の検討を行なう上では、対象を携帯電話用周波数に限らず、他の無線システムが利用している周波数もスコープに含めながら、社会的な負担コストと割当て見直し後に享受できるメリットを、**共通の尺度に基づき評価**した上で、検討を進めるべきと考えます。
- 尺度の検討、その他の再配分に係る方策について、より具体的な議論を行う際には、本WGの議論で一定の方向性を見出しながら、それと同期した形で、各無線システムの運用詳細等、**実際的な情報に基づく検討の深堀りを行なう場の設定**が必要と考えます。

④ 700～900MHz帯で運用される無線システム

システム	周波数	帯域幅
TV放送・エリア放送	470～710MHz	240MHz
特定ラジオマイク	470～714MHz ホワイトスペース利用	244MHz
ITS	755～765MHz	10MHz
ラジオマイク(特定小電力)	806～810MHz	4MHz
MCA	850～860MHz/895～900MHz/930～945MHz	30MHz
RFID	915-930MHz	15MHz
携帯電話	718～748MHz/773～803MHz/815～845MHz/860～890MHz/900～915MHz/945～960MHz	150MHz

総務省電波利用ホームページ 我が国の電波の使用状況 使用状況の詳細(令和2年3月1日現在)より

(参考) 470 ~ 960MHzの電波の使用状況

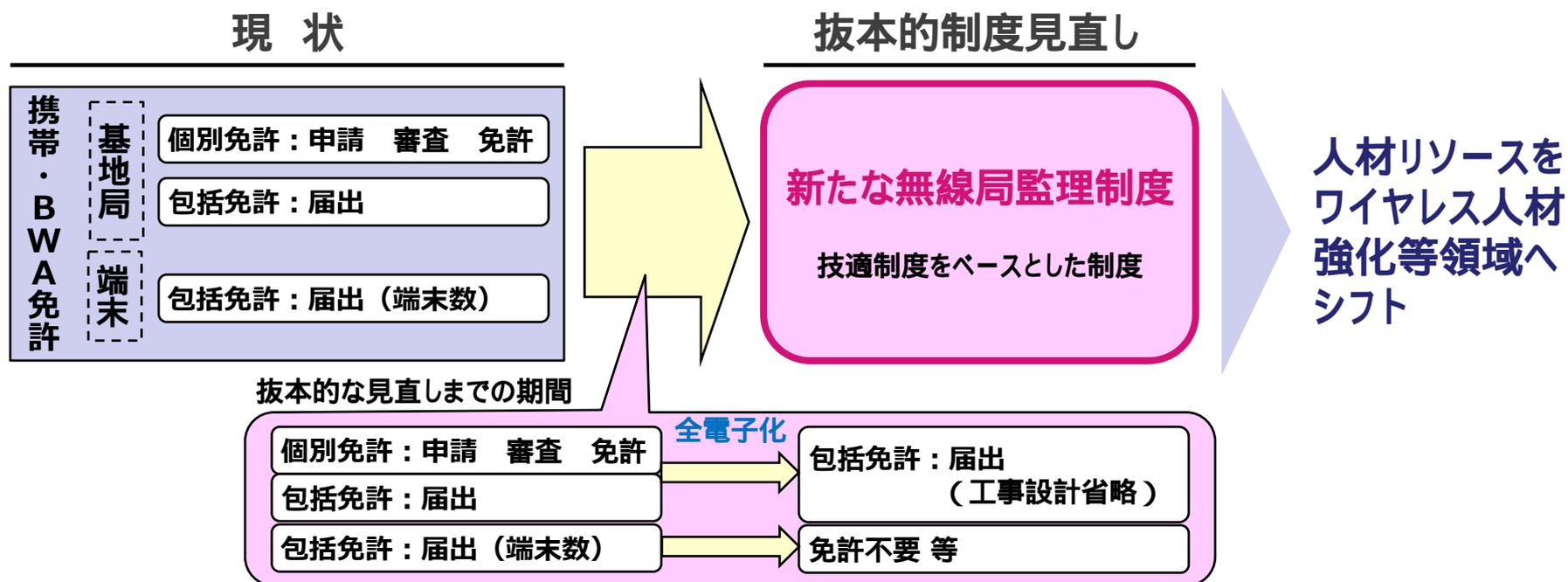


「既存周波数の再配分」制度の枠組みについて

- これまでも、電波の利用状況の調査・公表制度や、周波数再編アクションプランに基づく営みにより、周波数の再編が進められてきている認識です。
- 今回の既存周波数の再配分について議論を行うに当たっては、従前の制度的枠組みで十分に考慮できていない要素を明確にし、今後の制度への反映を検討すべきと考えます。
- 異なるケースを対象として、将来、既存周波数の再配分に関して再び議論される可能性も考えられるため、今回の検討を通して、**一定程度普遍的な制度的枠組みを構築**し、その枠組みの下で今後も適切に検討が行われるようになることが望ましいと考えます。

3 . 電波監理の在り方について

- デジタル変革時代における電波監理の在り方として、抜本的な見直しについて検討すべきと考えます。
 - 携帯電話・BWAにおける現行の免許制度から技適制度をベースにした新たな無線局監理制度
 - 効率化により生まれた人材リソースを、ワイヤレス人材強化等が必要な領域へシフト
- 抜本の見直しに至るマイルストーンとして、免許手続の全電子化や包括免許制度の拡大等を推進すべきと考えます。



4 . 今後のBWAの在り方について

- **BWAと携帯電話システムにおける技術的差異がなくなっていることから、電気通信事業法におけるBWAの位置付けも含めて、在り方を検討していくことが望ましいと考えます。**

いつか、あたりまえになることを。

NTT
docomo